

(別記 7)

豆類等の安定生産対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類等の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 豆類の複数年契約取引

小豆及びいんげんの安定生産を図るため、複数年契約取引の取組を支援。

2 豆類の新品種導入

小豆及びいんげんの安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援。

3 そばの複数年契約取引

そばの安定生産を図るため、複数年契約取引の取組を支援。

4 なたねの品種転換に係る交雑防止対策

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、品種転換時の他品種との交雑を防止する取組を支援。

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の 3 及び 4 の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。

3 事業実施主体欄の 4 の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 2 の (2) に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。

4 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

(1) 第 1 の 1 及び 2 の取組を行う場合

小豆及びいんげんとする。

(2) 第 1 の 3 の取組を行う場合

そばとする。

(3) 第 1 の 4 の取組を行う場合

なたねとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を 1 つ設定することとする。

(1) 第1の1の取組を行う場合

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加

(2) 第1の2の取組を行う場合

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減

(3) 第1の3の取組を行う場合

- ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加

(4) 第1の4の取組を行う場合

- ・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100.0%とする

3 目標年度

(1) 第1の1から3までの取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

(2) 第1の4の取組を行う場合

成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 小豆及びいんげんの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。

(2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ア は種前に取引契約を締結していること。

イ 複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合に

あつては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。)

エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。(三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆及びいんげんの売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。)

(3) 補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝ (事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量) ÷ 当該品目に係る地域の平均単収 × 補助率

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた (又は受ける予定の) 経費

2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 小豆及びいんげんの安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。

(2) 助成対象となる面積は、事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、1a に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

(3) 補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた (又は受ける予定の) 経費

3 そばの複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

(1) そばの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援する。

(2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。また、は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付するものとする。

ア 事業実施年産以降の複数年 (2 か年以上) の取引契約を締結していること。

イ 事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること。

ウ 実需者との取引契約書において、品目 (玄そば、抜き実などの取引形態を含む。)、取引数量及び取引価格が定められていること。(取引価格については、金額が明記されている

ものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、45kg 当たり 2,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。)

エ 事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること。(三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間におけるそばの売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。)

(3) 補助率は、10a 当たり 1,000 円とする。また、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

＝事業実施年産の補助対象となる契約取引数量(※1)÷地域のそばの平均単収(※2)
×補助率

※1 「事業実施年産の補助対象となる契約取引数量」は、玄そば換算した出荷実績数量とする。

※2 「地域のそばの平均単収」は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近 7 中 5 年間を基本とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

4 なたねの品種転換に係る交雑防止対策

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時に他品種の野良生え対策を実施するために必要な掛かり増し経費とする。なお、ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくに限る。

(2) 補助対象面積は、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、品種間の交雑防止のため、事業実施地区において、同一の品種に転換するものに限ることとする。

(3) 補助率は、10a 当たり 3,000 円とする。ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

(5) 事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む 5 年間、原則、ダブルロー品種とする。

5 本事業については、複数年契約取引や新品種導入に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和 4 年 12 月 12 日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第 5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、需要に応じ

た作物生産の取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。
なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。市町村計画の提出にあたっては、事業実施計画を添付するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。
都道府県計画の提出にあたっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、第6の1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
 - イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- (2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントに記載するものとする。
- (3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、第3の2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントに記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
 - ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の5の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体

の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、遅延なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価を終了する旨の記載がある改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。